

令和5年度第1回京田辺市総合教育会議

令和5年7月7日(金)午前10時 開会
京田辺市役所305会議室

次 第

○開 会

○市長あいさつ

○教育長あいさつ

○議 事

(1) 協議事項 京田辺市教育大綱について

(2) 協議事項 「こども基本法」の施行にあたって

○閉 会

令和5年度第1回総合教育会議

配付資料一覧

○会議次第

◇ [協議事項 京田辺市教育大綱について]

○資料 No. 1 京田辺市教育大綱の見直しについて

○資料 No. 2 京田辺市教育大綱の見直しの経過

○資料 No. 3 京田辺市教育大綱（案）

○参考資料 1 京田辺市教育大綱の見直し案について

○参考資料 2 京田辺市教育大綱（令和元年12月策定版）

◇ [協議事項 「こども基本法」の施行にあたって]

○資料 No. 4 こども基本法の施行について（通知）

○参考資料 3 こども基本法説明資料（内閣官房こども家庭庁設立準備室）

京田辺市教育大綱の見直しについて

[令和4年度第2回総合教育会議協議事項]

○今後の「教育大綱」の取扱について

【協議事項の要旨】

教育大綱は、市長任期開始ごとに総合教育会議で確認し、改定が必要と会議において判断されれば、改定を行うが、基本的には策定済みの大綱を継続する。そのことから期間の設定はしないこととする。

[説明]

教育大綱は、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである（文部科学省通知より）」ことから、大綱において具体的期間の設定はせずに、内容についても策定済みのものを継続することを基本とすることが望ましいと考える。

ただし、教育大綱の策定主体は、市長であることから、市長任期を見直し時期の目安とし、改定の要否については、市長就任後、最初の総合教育会議における協議により判断する。

判断にあたっては、直近の国の教育振興基本計画及び京都府教育振興プランに示される基本的な事項などについて、策定済みの大綱の各事項と照らし合わせ、改定の要否を判断する。

【現行大綱の見直しについて】

今後、上記の取扱とするために、その趣旨を踏まえた内容となるよう、現行の大綱を見直しておくのが望ましいことから、現行の大綱を基本に、令和4年度中に見直しの準備作業をしておき、令和5年4月の市長選挙後において、総合教育会議で見直し案を協議し、市長において決定する。

なお、現行の大綱については、対象とする期間を「令和元年度～令和4年度」と定めていることから、令和5年度当初から見直し案が決定されるまでの期間の取扱については、現行の大綱を踏襲することとする。

京田辺市教育大綱の見直しの経過

1. 大綱の見直しの方向性について

- ・令和4年 8月 企画政策部内協議
教育部内協議
市長協議
- ・令和4年 9月 教育長及び教育委員での協議
- ・令和4年11月 総合教育会議

[以上の協議等を踏まえて確認された内容]

○今後の「教育大綱」の取扱

教育大綱は、市長任期開始ごとに総合教育会議で確認し、改定が必要と会議において判断されれば、改定を行うが、基本的には策定済みの大綱を継続する。そのことから期間の設定はしないこととする。

【現行大綱の見直しについて】

今後、上記の取扱とするために、その趣旨を踏まえた内容となるよう、現行の大綱を見直しておくのが望ましいことから、現行の大綱を基本に、令和4年度中に見直しの準備作業をしておき、令和5年4月の市長選挙後において、総合教育会議で見直し案を協議し、市長が決定する。

2. 大綱見直し案の作成について

- ・令和4年11月 教育委員会意見聴取 (事務局案の提示のみ)
- ・令和4年12月 庁内意見照会
教育委員会意見聴取 (事務局案に対する意見聴取)
- ・令和5年 1月 教育委員会意見聴取 (前回意見を踏まえた修正案提示)
- ・令和5年 2月 教育委員会意見聴取 (前回意見を踏まえた修正案提示)
※教育委員会に対する意見聴取を終了
- ・令和5年 3月 見直し案を市長に報告
- ・令和5年 6月 最終案を市長において確認

京田辺市教育大綱
(案)

令和5年7月
京田辺市

目 次

「京田辺市教育大綱の見直しにあたって」	1
第1 基本理念	2
第2 大綱策定の趣旨	2
第3 基本方針	3
1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成	3
(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育	3
(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育	3
(3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育	3
(4) 社会の変化に対応する教育	4
(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上	4
2 心豊かに明日を拓く学びあい	5
(1) 生涯学習社会の実現	5
(2) 人権教育の推進	5
(3) 家庭・地域社会の教育力の向上	5
(4) 文化・スポーツの振興	5

「京田辺市教育大綱の見直しにあたって」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下、「法」という）が、平成27年に改正され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という）を長と教育委員会とで構成する「総合教育会議」で協議したうえで策定することとなりました。

そのことから、本市では、平成27年度から平成30年度を対象期間とする最初の大綱を平成27年度に策定し、令和元年度から令和4年度を対象期間とする大綱の改定を令和元年度に行いました。

今回、令和5年度以降を対象とする大綱の見直しにあたり、大綱が本市における教育の目指すべき姿として、その基本的な方針を定めるものであることに鑑み、対象期間の設定はせずに、必要に応じ、総合教育会議の協議により見直すこととし、大綱の目指す方向性を明らかにした「基本理念」と施策を実施するための目的を示した「基本方針」の構成としました。

今後、本大綱に掲げた目指すべき姿の実現に向け、市長部局と教育委員会が一層連携し、家庭や地域のご理解とご協力をいただきながら、子どもたちが安心して健やかに育ち、京田辺市の未来を切り拓く人材を育成するとともに、本市に関わる全ての人が、夢や生きがいをもって心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいります。

令和5年7月●日

京田辺市長 上 村 崇

第1 基本理念

未来を^{ひら}拓く、京田辺のひと・まちづくり

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

心豊かに明日を拓く学びあい

京田辺市の教育は、幸せや豊かさを感じることができる地域や社会の実現に向け、家庭や地域、学校、行政が協働して、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人づくりを目指します。

第2 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下、「法」という）の規定により、本市の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、大綱を定めるものです。

この大綱は、法に定める「総合教育会議」において、市長と教育委員会とが協議したうえで策定するものです。

第3 基本方針

1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成

(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育

発達段階や個に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度など学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤とした学力の充実・向上を目指すとともに、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

(3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営むために必要な健康や体力、危機対応能力を育成する。

(4) 社会の変化に対応する教育

持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるとともに、様々な分野でグローバルに活躍できるよう、国際感覚を身に付け、我が国の文化や伝統を尊重し、異文化を理解し尊重する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育てる。

また、多くの情報の中から必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度を育成する。

(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上

教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力をもった魅力ある優れた教師の確保と、多様な専門性を有する教職員体制の構築を図り、学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、子どもたちにとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会からは信頼される学校を目指し、家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図る。

また、学校内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努める。

2 心豊かに明日を拓く学びあい

(1) 生涯学習社会の実現

市民一人一人が、自己の人格を磨き、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その学びを通し、それぞれの幸せや生きがいを感じることができるとともに、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努める。

(2) 人権教育の推進

一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、学校教育をはじめ生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努める。

(3) 家庭・地域社会の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高め、地域全体で子どもを健やかにはぐくむとともに、地域の全ての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進める。

(4) 文化・スポーツの振興

豊かな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じてはぐくまれてきた本市の有形無形の文化を市民共通の財産として生かし、未来へ継承するとともに、京田辺らしい文化を創造する。さらに、こうした文化活動を通じて生き生きとした市民生活の構築を図り、心豊かな人間性をはぐくむ。

また、市民の誰もが、いつでも、どこでもその年代や体力などライフステージに応じたスポーツ活動を通して、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指す。

京田辺市教育大綱の見直し案について

[企画政策部企画調整室]

【見直しにおける基本的考え方】

構成については、現行の教育大綱の内容を尊重しながら、「大綱」であることの趣旨に鑑み、柱建てである「大項目」「中項目」「小項目」のうち、小項目を中項目レベルでまとめることとし、2段階の柱建てによる構成とする。

記述については、現行の表現を基本に、国の教育振興基本計画等も参酌しながら、先の総合教育会議で協議された今後の大綱の取扱方針の趣旨（「本市の教育根本となる方針であり、期間の設定はしない」）を踏まえたものとする。

また、「教育大綱」は、本市の教育における「根本となる方針（目的）」を示すものであることから、「手段」について言及しない。「手段」については、大綱を踏まえた「教育振興基本計画」において示すものとする。

※ 各項の 内については、参考として、関連するキーワードを記載しているが、大綱には含まない。各注釈についても同様。

本見直し案については、庁内の意見照会、教育長及び教育委員による会議における意見聴取を経て作成したものです。

京田辺市教育大綱
(案)

令和5年7月

京田辺市

目 次

「京田辺市教育大綱の見直しにあたって」	1
第1 基本理念.....	2
第2 大綱策定の趣旨.....	2
第3 基本方針.....	3
1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成.....	3
(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育.....	3
(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育.....	3
(3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育.....	4
(4) 社会の変化に対応する教育.....	4
(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上.....	4
2 心豊かに明日を拓く学びあい.....	5
(1) 生涯学習社会の実現.....	5
(2) 人権教育の推進.....	5
(3) 家庭・地域社会の教育力の向上.....	6
(4) 文化・スポーツの振興.....	6

「京田辺市教育大綱の見直しにあたって」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下、「法」という）が、平成27年に改正され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という）を長と教育委員会とで構成する「総合教育会議」で協議したうえで策定することとなりました。

そのことから、本市では、平成27年度から平成30年度を対象期間とする最初の大綱を平成27年度に策定し、令和元年度から令和4年度を対象期間とする大綱の改定を令和元年度に行いました。

今回、令和5年度以降を対象とする大綱の見直しにあたり、大綱が本市における教育の目指すべき姿として、その基本的な方針を定めるものであることに鑑み、対象期間の設定はせずに、必要に応じ、総合教育会議の協議により見直すこととし、大綱の目指す方向性を明らかにした「基本理念」と施策を実施するための目的を示した「基本方針」の構成としました。

今後、本大綱に掲げた目指すべき姿の実現に向け、市長部局と教育委員会が一層連携し、家庭や地域のご理解とご協力をいただきながら、子どもたちが安心して健やかに育ち、京田辺市の未来を切り拓く人材を育成するとともに、本市に関わる全ての人が、夢や生きがいをもって心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいります。

令和5年7月●日

京田辺市長 上 村 崇

第1 基本理念

未来を^{ひら}拓く、京田辺のひと・まちづくり

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

心豊かに明日を拓く学びあい

京田辺市の教育は、幸せや豊かさを感じることができる地域や社会の実現に向け¹、家庭や地域、学校、行政が協働して、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人づくりを目指します。

第2 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下、「法」という）の規定により、本市の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、大綱を定めるものです。

この大綱は、法に定める「総合教育会議」において、市長と教育委員会とが協議したうえで策定するものです。

¹ 「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）修正版」中央教育審議会教育振興基本計画部会（令和4年12月12日開催）資料を参照

第3 基本方針

1 一人一人が輝く京田辺っ子の育成

(1) 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育²

発達段階や個に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、³基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度など学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤とした学力の充実・向上を目指すとともに、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

学習指導要領の着実な実施、就学前教育、特別支援教育、インクルーシブ教育、「主体的・対話的で深い学び」、進路指導、キャリア教育、職業教育など。

(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重や互いの敬愛と協力を重んずる態度⁴、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、基本的人権を尊重するとともに自分と他者との人権擁護への意識とそれを実践しようとする意欲や態度、⁵多様性を理解する態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う⁶。

² 子どもの状況や学校・地域の実態に応じた多様な教育的ニーズに対応した教育（就学前教育、特別支援教育、人権教育、キャリア教育 etc.）。

³ 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中央教育審議会答申）を参照

⁴ 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」を参照

⁵ 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）を参照

⁶ 第3期教育振興基本計画の記述を参照

道徳教育、人権教育、生徒指導、いじめ防止、同和問題、男女共同参画推進、障害者理解、性に関する教育、主権者教育、消費者教育、環境教育、体験活動など。

(3) たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営むために必要な健康や体力、危機対応能力を育成する。

体育・保健教育、基本的な生活習慣や運動習慣の確立、薬物乱用防止教育、学校給食、食育、スポーツ機会の充実、防災教育など。

(4) 社会の変化に対応する教育

持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるとともに⁷、様々な分野でグローバルに活躍できるよう、国際感覚を身に付け、我が国の文化や伝統を尊重し、異文化を理解し尊重する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育てる。

また、多くの情報の中から必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度を育成する⁸。

SDGs、外国語教育、国際理解教育、平和教育、伝統文化に関する教育、ICT・データ活用能力の育成と環境整備など。

(5) 教職員の資質能力と学校の教育力の向上

教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力をもった魅力ある優れた教師の確保⁹、多様な専門性を有する教職員体制の構築を図り¹⁰、学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、子どもたちにとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会から

⁷ 第3期教育振興基本計画の記述を参照

⁸ 第3期教育振興基本計画の記述を参照

⁹ 第3期教育振興基本計画の記述を参照

¹⁰ 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会中間まとめ）を参照

は信頼される学校を目指し、家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図る。

また、学校内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努める。

教職員指導体制・指導環境の整備、「チームとしての学校」、様々な研修制度のほか教職員の資質能力の向上、学校における働き方改革、コミュニティ・スクール制度、地域の教育資源の活用、学校施設・設備整備（長寿命化、安全対策、ICT 環境など）、危機管理対策、通学路の安全対策、いじめ防止対策、就学援助、不登校児童生徒の支援、医療的ケア児等の対策、ヤングケアラー対策、福祉関係機関等との連携など。

2 心豊かに明日を拓く学びあい

(1) 生涯学習社会の実現

市民一人一人が、自己の人格を磨き、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ¹¹、その学びを通し、それぞれの幸せや生きがいを感じることができるとともに、¹²自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組む¹³ことができる社会の実現に努める。

生涯学習推進基本計画の推進、現代的課題等に関する学習活動推進、関係団体の育成支援、社会教育施設の整備、大学等との連携による学習環境整備、ボランティア人材の育成・活用など。

(2) 人権教育の推進

一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる

¹¹ 教育基本法第3条（生涯学習の理念）の規定を一部引用

¹² 「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）修正版」中央教育審議会教育振興基本計画部会（令和4年12月12日開催）資料を参考

¹³ 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の基本理念を参照

社会の実現に向け、学校教育をはじめ生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努める。

人権に関する学習機会の充実、学校、地域、家庭及び関係団体と連携した多様な取組、社会教育関係職員や指導者に対する研修の充実など。

(3) 家庭・地域社会の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高め、地域全体で子どもを健やかにはぐくむとともに、地域の全ての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進める。

家庭における基本的な生活習慣の確立や豊かな心の育成、家庭における読書習慣、地域学校協働活動、放課後の居場所づくり、青少年の健全育成など。

(4) 文化・スポーツの振興

豊かな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じてはぐくまれてきた本市の有形無形の文化を市民共通の財産として生かし、未来へ継承するとともに、京田辺らしい文化を創造する。さらに、こうした文化活動を通じて生き生きとした市民生活の構築を図り、心豊かな人間性をはぐくむ¹⁴。

また、市民の誰もが、いつでも、どこでもその年代や体力などライフステージに応じたスポーツ活動を通して、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指す。

文化振興計画の推進、文化財保護、文化芸術活動の支援・担い手育成、文化振興拠点の整備、文化関係団体の育成・支援、スポーツ推進計画の推進、スポーツ推進委員の活用、スポーツ関係団体の育成・支援、学校体育施設など既存施設の活用など。

¹⁴ 京田辺市文化振興計画の記述を参照

京田辺市教育大綱

～未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり～

令和元年12月

京 田 辺 市

◇基本理念

未来を^{ひら}拓く、京田辺のひと・まちづくり

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

心豊かに明日を拓く学びあい

京田辺市の教育は、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指します。

◇大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律162号）（以下、「法」という）が一部改正され、平成27年4月1日に施行されました。

同法第1条の3第1項の規定により、市長は、教育基本法（昭和22年法律25号）第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）と京都府教育振興プランを参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、市長と教育委員会とが協議・調整したうえで策定するものです。

◇大綱が対象とする期間

平成31年度（令和元年度）～令和4年度

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

質の高い学力をはぐくみ個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

社会の変化に対応する教育の推進

教職員の資質能力と学校の教育力の向上

心豊かに明日を拓く学びあい

生涯学習社会の実現

人権教育の推進

家庭・地域社会の教育力の向上

文化・スポーツの振興

◇基本方針（基本目標）

§ 一人一人が輝く京田辺っ子の育成

質の高い学力をはぐくみ 個性や能力の伸長を図る多様な教育の推進

1. 学習指導

個に応じた指導を積極的に進めることにより基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤として、学力の充実・向上を目指す取り組みを組織的に進める。

2. 進路指導

進路指導を人間としての在り方生き方にかかわる指導ととらえ、学ぶこと働くことの喜びと大切さを体得させ、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

3. 特別支援教育

発達障がいを含め、障がいのある幼児児童生徒が、心豊かでたくましく生きる力を培い、自立し社会参加する資質や能力を育てるための、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育に努める。

また、すべての幼児児童生徒に、障がいのある人への正しい理解と認識を育てるための計画的な指導に努める。

4. 就学前教育

幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、幼児の自発的な活動である遊びを中心とした総合的な指導を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1. 道徳教育

生命の尊重や他人を思いやる心など豊かな心の育成のため、幼児児童生徒の実態に即し、教育活動全体を通じて道徳性を養うための指導を推進する。特に、「特別の教科 道徳」（道徳科）の指導を充実させ、各学級で道徳的実践力の育成に努める。

2. 人権教育

学校教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、自ら気付き、主体的に考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成する。

3. 生徒指導

人間の尊厳という観点に立ち、幼児児童生徒の内面理解に努め、個々の課題の解決を図るとともに、望ましい集団活動を通して、人間としてよりよい生き方を目指し、実践していく力を育てる。あわせて、校内指導体制を有効に機能させ、校種間・学校間、および関係機関との連携を進め、組織的・計画的な指導を推進する。

たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

1. 健康安全教育

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営み、危機対応能力を身に付けた幼児児童生徒を育成するため、家庭や地域社会、関係機関との連携を強化し、健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

社会の変化に対応する教育の推進

1. 国際理解教育

グローバル社会に対応した外国語教育を推進するとともに、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を目指す中で、我が国の文化や伝統を尊重し、異文化を理解し尊重する態度や共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育てる。

2. 環境教育

身近な自然や社会の事象に関心を持ち、人々のくらしと環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にす生活のしかたや実践的態度や能力を育てる。

3. 情報教育

児童生徒の発達段階に応じたICT機器等の活用を図り、情報活用能力（情報モラル含む）の向上に関する指導を総合的・計画的に推進する。

教職員の資質能力と学校の教育力の向上

1. 教職員の使命と責任

教職員は、教育公務員としての使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を遵守するとともに、教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上に努める。

2. 教職員研修

教職員は、職務の遂行に当たって、教育目標の具現化のために、^{けんさん}不断の研鑽によって自己の^{とうや}陶冶を図るとともに、主体的・組織的な研修を通し、指導力の向上に努め、学校教育への期待に応えるよう努める。

3. 学校の教育力の向上

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会から信頼される学校を目指し、教職員は、自己の資質・能力の向上に努めるとともに、家庭や地域社会とつながり、学校の教育力の向上を図る取り組みを推進する。

4. 安心・安全な教育環境の整備

学校園内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに教育環境の整備を推進し、子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活がおくれる教育環境の整備・充実に努める。

§ 心豊かに明日を拓く学びあい

生涯学習社会の実現

1. 生涯学習の推進

生涯学習推進基本計画に基づいて、「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる学習環境の総合的な整備・充実を図り、生涯学習社会の実現に努める。

2. 現代的課題などに関する学習活動の推進

国際理解、環境問題、健康福祉、危機管理、情報モラルなどの現代的課題に関する学習活動を充実させる。

3. 社会教育関係団体などとの連携と協力

社会教育関係団体は、市民の生涯学習の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担っている。そのため、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるように育成と支援に努め、連携・協力を図る。

4. 社会教育施設・設備の総合的な活用

生涯学習の拠点施設として、その機能が十分発揮されるよう各施設の特性や市民の学習ニーズに対応した総合的な活用を促進し、生涯学習推進体制の充実を図る。

人権教育の推進

1. 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

人権教育の指針に基づき、自己実現と一人一人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、基本的人権の尊重や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

2. 人権に関する多様な学習活動の充実

社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、男女共同参画の推進や若者のニートやひきこもり、いじめや虐待などの新たな人権課題の解決に向けた多様な学習機会の充実に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性と役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための活動を推進するとともに、地域や学校、関係機関・団体等と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

2. 地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成

地域社会は地域の人々が互いに思いやり、助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、新しい時代を切り拓く力のあるたくましい青少年を育成する場である。このことから地域社会における大人の学習力や教育力を高め、課題の解決に向けた様々な体験や交流活動を総合的に推進する。また、次代を担う子どもを育てるために、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ環境づくりの支援に努める。地域の全ての人たちの絆を深め、コミュニティの形成と誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりの活動を学校、家庭と連携しながら推進する。

3. 放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進

国で示された放課後子ども総合プランに基づき、仕事等により家庭に保護者がいない児童を対象にした「留守家庭児童会」や、全ての児童を対象とした「放課後子ども教室」の事業により、家庭、地域、学校が連携した、子どもたちにとって安全で健やかな居場所をつくり、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな人間性を身に付けるよう育成する。

文化・スポーツの振興

1. 文化振興計画の推進

文化振興のための事業や施策を体系化し、長期的な視野に立ち総合的かつ計画的に市民文化の振興を目指す。

2. 文化活動の促進

市民がいいききとした生活を築き、感性や情緒、豊かな人間性をはぐくむ文化・芸術活動の促進に努める。

3. 文化財の保護と活用

文化財を大切に保護するとともに、市民生活の文化的向上に役立てるよう文化財等の有効な活用を図る。

4. 生涯スポーツの推進

スポーツ推進計画に基づき、市民の誰もが、いつでも、どこでもその年代や体力などライフステージに応じたスポーツ活動を通して、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指す。

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

こども基本法の施行について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）については、昨年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。また、参考資料として、質疑応答集（Q&A）（別紙）をとりまとめたので、併せて周知をお願いします。

記

第1 法制定の目的（第1条関係）

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっている。

このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定された。

第2 定義（第2条関係）

1 こども

本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。

2 こども施策

本法における「こども施策」は、(1) こどもに関する施策と(2) 一体的に講ずべき施策からなる。

(1) こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解され、その具体的な例が、第2項各号に列記されている。

(2) 一体的に講ずべき施策とは、

例えば、

- ・主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策(例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供)
- ・「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策(例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)

といった施策が含まれると解される。

このように、(1) こどもに関する施策と(2) 一体的に講ずべき施策からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものである。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものである。

なお、教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められる。

第3 基本理念(第3条関係)

こども施策を行うに当たっての基本理念を規定している。

第1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下での平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されている。

第2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めている。

第3号は、児童の権利に関する条約第12条の「児童の意見の表明の権利の確保」の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定した。「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解される。また、「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの

意見反映の機会などが想定されている。

第4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達の程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものである。国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としており、この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれている。「児童の最善の利益」の考慮とは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することであり、「こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

第5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものである。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものである。

第6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものである。

第4 責務等（第4～7条関係）

国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課している。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課している。

第5 年次報告（第8条関係）

こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定している（いわゆる法定白書）。

こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなる。

第6 こども大綱（第9条関係）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性の

ある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。

第7 都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条関係）

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

第8 こどもの意見の反映（第11条関係）

国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。

ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解される。また、ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。

児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められている。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されている。

一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定される。

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。

- ・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
- ・こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきなのかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられる。

また、当該施策が、(1) こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、(2) 主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関係する施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に判断することは難しいが、(1)「こどもに関する施策」は、(2)「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられる。

こども施策を決定する主体(各省各庁の長、地方公共団体の長等)が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなる。

こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポーターのような役割も重要である。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれる。

こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していく。

第9 総合的かつ一体的な提供のための体制整備(第12条関係)

こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定された。

第10 関係者相互の有機的な連携の確保等(第13条・第14条関係)

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が、第14条においては、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について、それぞれ定められている。

地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされている。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が

想定されている。

本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解される。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
- ・児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

第11 本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条関係）

こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定された。今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していく。

第12 こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条関係）

政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものであり、閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められている。

第13 こども政策推進会議（第17条～第20条関係）

従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合する形で、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれることとなった。こども政策推進会議は、こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たしていく。また、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。

以上

こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

施行日：令和5年4月1日

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
 - 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
- ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「地方公共団体」とは、**地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体**を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
 - 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法に関するQ&A【第1版(令和5年4月版)】

※ 本Q&Aは、適宜のタイミングで更新する予定。

【第2条関係】

Q1 「こども」の定義はなぜ平仮名でされているのか。

A1 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けていない(Q2参照)。法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であること、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

Q2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

A2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の実発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく。

【第6条関係】

Q3 事業主の努力に係る規定の趣旨は何か。

A3 長時間労働などが男女の仕事と子育ての両立の難しさにつながっている現状に鑑みると、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国・地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいといえる。

※なお、少子化社会対策基本法においても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設け、「事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう……必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」と定められている。

【第8条・第9条関係】

Q4 現行の3法律に基づく白書・大綱をなぜ束ねるのか。

A4 現行の「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの法律の下では、別々の閣僚会議の下で別々の大綱が作成されてきた。これら3つの法律は、それぞれ目的は異なるものの、こども施策に関する法律であり、重なり合う範囲も大きい。こども基本法では3つの法律に基づく施策の大綱及び施策に関する国会報告（白書）を一本化されることとなった。これにより、全体として、統一性のあるこども施策の大綱が策定され、また、白書についても、重複した説明のない、体系的に分かりやすいものとなる。また、こども基本法に基づく大綱が策定され、白書が提出された場合には、3つの法律に基づく大綱も策定され、白書も提出されたものとみなされるので、行政の事務的な負担も軽減されると見込まれる。

Q5 令和5年度の年次報告はいつ頃公表されるのか。また、こども白書が作成された場合、「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」は廃止になるか。

A5 令和5年の年内に国会報告することを想定している。白書は年次報告であるため既存の白書自体が廃止されるものではないが、こども白書には、これまで別々に作られてきた。3つの内容が盛り込まれ、1つの白書として国会に提出されることになり、今後は、こども白書の報告をもって各白書の報告とみなすこととなる

Q6 こども大綱はいつ頃公表されるのか。

A6 内閣官房に置かれたこども政策の推進に係る有識者会議において令和5年3月にこども大綱の策定に向けた論点として、第2次報告書を取りまとめたところ（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/seisaku_yushikisha/

令和5年4月以降、総理大臣を長とするこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成方針を定めた上で、こども家庭審議会において具体的な調査審議を進めていく。その後、こどもや若者などを対象とした公聴会やパブリックコメントなどを経た上で、こども大綱の案をこども政策推進会議が作成し、閣議決定する予定としている。

Q7 こども大綱が作成された場合、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」は廃止になるか。

A7 こども大綱の策定により、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」いずれも現行の大綱は廃止され、こども大綱に一元化されることになる。今後は、こども大綱の策定をもって既存3大綱の策定とみなすこととなる。

【第10条関係】

Q8 都道府県子ども計画及び市町村子ども計画に記載すべき要素は何か。

A8 都道府県子ども計画及び市町村子ども計画（以下、「自治体子ども計画」という。）は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定する子ども大綱を勘案して定めることとされている。

国の子ども大綱は、法第9条第3項において、

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- を含むものでなければならないとされており、したがって、子ども大綱を勘案して作成する自治体子ども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解される。

Q9 自治体子ども計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成できるか。

A9 法第10条第4項及び第5項のとおり、自治体子ども計画を作成するにあたり、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成することが可能となる。

Q10 自治体子ども計画を、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略と一体のものとして作成できるか。

A10 子ども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、子ども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成する場合には、これらに相当する内容を含めるとともに、地方版総合戦略としての内容を備える必要がある。また、自治体子ども計画は各自治体における子ども施策に全体として統一的に横串を刺すものとして、住民にとってわかりやすい内容となるようにする必要があり、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成した場合にも、住民が混乱を招くことがないよう細心の注意を払う必要がある。

Q11 自治体子ども計画とは別に、こども大綱のうち子どもの貧困対策に関する事項に係る部分を勘案して、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策に関する都道府県計画や市町村計画を定めることもできるか。

A11 可能である。ただし、その場合であっても、内容として、自治体子ども計画には子どもの貧困対策の推進に関する事項が含まれること（例えば、別に定める子どもの貧困対策に関する計画の概略を記載しつつ、当該事項の詳細に関しては別に定める子どもの貧困対策に関する計画を参照する旨を明記するなど）が必要である。

Q12 自治体子ども計画を策定するにあたって、こども大綱以外で策定指針のようなものは提供見込みか。提供されるとしたらいつ頃が見込まれるか。

A12 詳細な時期は現在検討中であるが、こども大綱が策定されるまでの間、引き続き情報提供を行う予定である。令和5年度予算では、都道府県、市町村が自治体子ども計画を策定するに当たって必要な経費について支援する補助金を計上しており、要綱・要領については追ってお示しする。

Q13 令和5年度は、自治体子ども計画の作成に係る補助事業があるが、令和6年度策定の場合にも令和5年度同様の助成事業が想定されているか。

A13 令和6年度以降の事業については、現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定の支援に努めてまいりたい。

Q14 令和5年度に子どもの貧困対策に関する計画と子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査、令和6年度に計画の見直し作業を実施予定であるが、自治体子ども計画策定支援事業の補助率1/2が該当するか。また、該当する場合は、令和5年度、令和6年度ともに該当するか。

A14 自治体子ども計画策定支援事業は、自治体子ども計画の策定に向けた調査（例えば、子ども・若者の意識調査など）を対象とすることを想定しており、個別の調査や取組（例えば、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査など）のみを行う場合には、自治体子ども計画策定支援事業の対象にならない。

こども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、こども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、自治体子ども計画の策定に向けた調査にあっても、これらに相当する内容の調査が含まれる必要がある。その際、①総合的な調査として1つの調査でまとめて行う、②個別の調査を複数行うことで全体として内容が含まれるようにする、どちらも可能であるが、②の場合には、複数行う調査の全体を補助申請時にあらかじめ示し、全体として自治体子ども計画の策定に当たって含めるべき内容が全て入っていることを示す必要がある。また、令和6年度以降の事業については現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定を支援できるよう検討してまいりたい。

Q15 市町村で子ども計画を作る際に、複数の自治体で1つの計画を作成できるか。

A15 可能である。広域連合や一部事務組合も対象にする予定である。

Q16 現在の子ども・子育て支援事業支援計画の次期計画策定と合わせて子ども計画を策定することを検討しているが、国として自治体子ども計画をいつまでに策定することが望ましいと考えているか。

A16 自治体子ども計画は、子ども大綱を勘案して作成することになっているため、子ども大綱の策定以降に作られることを想定している。子ども・子育て支援事業計画などの他の計画との関連を踏まえた具体的な策定スケジュールについては、地域の実情に応じて、各自治体で御判断いただくものと考えている。

Q17 子ども基本法第9条には、子ども大綱は、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項、必要な事項を定めることとされている。子ども施策は、子ども基本法第2条第2項において(1)子どもに関する施策、(2)一体的に講ずべき施策とされているため、子ども大綱には(2)で想定されている教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に係る事項が盛り込まれることになり、子ども大綱を勘案して作成する必要がある自治体子ども計画も同様の範囲の事項を盛り込む必要があるか。

A17 法第2条第2項の「一体的に講ずべき施策」は、教育施策・雇用施策・医療施策等の全般を指すものではなく、教育施策・雇用施策・医療施策等のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、子どもや子育て家庭に関連する施策」であり、子ども大綱にはこれらの施策も盛り込まれる。自治体子ども計画は、子ども大綱を勘案して作成することとなり、子ども大綱と同様に、教育施策・雇用施策・医療施策のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、子どもや子育て家庭に関連する施策」に相当する事項が盛り込まれるものと解される。

Q18 次世代育成支援対策推進法は令和6年度末を期限とする時限立法だが、再び延長される見込みか。それとも子ども基本法に規定される自治体子ども計画がその役割を担うため、延長されない、もしくは延長されたとしても自治体子ども計画策定の規定は削除される見込みか。

A18 次世代育成支援対策推進法の延長等については、現時点では未定であるが、今後とも情報提供していく。

Q19 こども計画の策定に係る外部意見の取入れ、計画の進捗確認・評価のための体制が必要と考えるが、そのための体制は、こども基本法第13条に掲げられている「関係者相互の有機的な連携体制」を想定されているのか。

A19 法第13条第2項は、こども施策の適正かつ円滑に実施に向けた関係者相互の有機的な連携体制について一般的に規定しているものである。一方、第11条は、こども施策に対するこども等の意見の反映について規定され、自治体こども計画の作成・推進に当たっても意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められるが、具体的な方法や体制は、地域の実情に応じて各自治体に御判断いただくことになる。

【第11条関係】

Q20 こども施策へのこどもの意見反映は、必ず取り組まなければならないのか。

A20 法第11条において、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務付ける規定が設けられている。令和5年3月に内閣官房においてこども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行い、報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい（※）。

(※) https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/

Q21 こどもの意見はどのような手法で聴けば良いのか。

A21 令和4年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」の報告書においては、こどもの意見を聴く際にはデジタルネイティブ世代のこどもや若者にとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用しつつ、様々な手法を併用し、多様な選択肢を用意するべきであるとされており、例えば、

- ・対面やオンラインでの意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換。
- ・インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場所を通じたアンケート。
- ・こども・若者を対象としたパブリックコメント。
- ・審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画。
- ・学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換。

などの手法を用意することが考えられる。

これらは例示であり、全て実施しなければならないというものではない。個々の施策の目的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要である。令和5年3月に内閣官房こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会において調査研究報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい。

Q22 こどもの意見反映のための予算措置としてどのようなことを検討すれば良いか。また、国から地方公共団体への補助事業などは検討しているか。

A22 既定の経費の中で対応するほか、委託実施のための経費を予算措置すること等が考えられる。なお、こども家庭庁においては、地方自治体へのファシリテーター派遣に加え、ファシリテーター養成プログラムや行政職員向けガイドラインの作成に向けた調査研究を進め、そうした情報の提供や好事例の横展開等を通じて地方自治体の取組を支援していく。

Q23 意見を反映させるために必要な措置を行う「地方公共団体」に、地方公共団体が設置する公立学校は含まれるのか。

A23 法第 11 条にある「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる一方、地方公共団体が設置する公立学校、公立病院、地方公営企業等は含まれないものと解される。

Q24 各学校は法第 11 条に基づいて校則の見直しを行う必要があるのか。

A24 法第 11 条は、校則の見直しについて各学校に義務を課すものではないが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられる。例えば、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要である。校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【第 13 条関係】

Q25 法第 13 条第 2 項に基づいて協議会を組織した場合、その旨を対外的に明確化する必要があるか。また、すでに個別法に基づき存在する協議会等を、法第 13 条第 2 項に基づき組織した協議会と位置付けなければならないか。

A25 国においては、既存の協議会等を法第 13 条第 2 項に基づき組織する協議会であること等について明確化することや、複数の個別法に基づく協議会等を同条第 2 項に基づき組織する協議会として位置づけることは要請しておらず、自治体の裁量に任せている。

【第14条関係】

Q26 「情報通信技術の活用」として具体的にどのような措置を想定しているか。

A26 例えば、地方自体において、個々の子どもや家庭の状況を利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、個人情報の適正な取り扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなげる情報・データ連携が想定される。

【第17条関係】

Q27 「こども政策推進会議」とこども家庭庁設置法にある「こども家庭審議会」の関係はどのようになっているか。

A27 「こども政策推進会議」は、内閣総理大臣を会長とし、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣のほか、関係閣僚を構成員とする会議であり、こども大綱の案を作成するほか、こども施策に関する重要事項についての審議及びこども施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされ、4月1日付で設置したところ。

他方、「こども家庭審議会」は、審議会として、こども施策に係る有識者や支援実践者、当事者などを主たる構成員とすることを想定しており、内閣総理大臣等の諮問に応じて、又は自ら専門的見地から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議や内閣総理大臣・関係各大臣等に対する意見具申などを行うこととされている。

したがって、「こども家庭審議会」が、より専門的・実務的な観点から調査審議等をする役割を担い、「こども政策推進会議」が、閣僚会議として施策をより強力に推進する役割を担うことが想定される。

こども基本法説明資料

内閣官房こども家庭庁設立準備室

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり²こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法の制定までの経緯

- ◆ 令和4年4月4日 自由民主党・公明党から衆議院に議案提出

議案提出者：加藤勝信議員ほか10名

<衆議院内閣委員会における審議>

- ◆ 令和4年5月17日 衆議院において可決

賛成会派：自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、
公明党、国民民主党・無所属クラブ、有志の会

反対会派：日本共産党、れいわ新選組

<参議院内閣委員会における審議>

- ◆ 令和4年6月15日 参議院において可決、成立

賛成会派：自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、日本維新の会、
公明党、国民民主党・新緑風会

反対会派：日本共産党

- ◆ 令和4年6月22日 公布

- ◆ 令和5年4月1日 施行

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- ◆ これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。
- ◆ 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。
- ◆ このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されました。

目的（第1条）

（参考）こども基本法案 趣旨説明

ただいま議題となりましたこども基本法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

こどもに関する施策については、これまでも待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできましたが、残念ながら、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。

このため、政府においては、こども政策の司令塔としてこども家庭庁を設置する法案を提出されていますが、このような組織法と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要であると考え、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を目指すことを明示し、それに向けて「こども施策を総合的に推進すること」を目的としております。

第二に、こども家庭庁設置法案と同様に、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しております。また、「こども施策」を「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」と定義しております。

第三に、こども施策の基本理念として、1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる四原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」に相当する内容を規定しております。5号ではこどもの養育について、6号では子育てについての基本理念をそれぞれ定めております。

第四に、年次報告及びこども大綱の規定を設けております。なお、この法律により、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における国会報告や大綱等を束ねることにより、関係する施策に横串を通すとともに、行政の事務負担の軽減を図ることとしております。

第五に、閣僚会議として、「こども政策推進会議」を設けることとしております。この会議につきましても、先ほど申し上げました、三つの法律における会議等を統合することとしております。

第六に、国の責務等を規定し、また、基本的施策として、こども施策に対するこども等の意見の反映、支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、関係者相互の有機的な連携の確保、こども施策の充実及び財政上の措置等を規定してあります。

最後に、この法律は、こども家庭庁設置法案の施行に合わせ、令和5年4月1日から施行することとしております。また、検討条項として、「こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備」を含め、「基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策」について検討する旨を定めてあります。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

定義（第2条）

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

◆ 「こども施策」とは、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなります。

◆ ①「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解されます。その具体的な例が、第2項各号に列記されています。

◆ ②「一体的に講ずべき施策」とは、例えば、以下の施策が含まれると解されます。

✓ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）

✓ 「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

定義（第2条）

- ◆ このように、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。
- ◆ なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものです。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものです。
 - ✓ 教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められます。

(参考) 令和4年5月24日 参・内閣委 提案者答弁

本法案に言いますこども施策、これはこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策、これを言うものと定義されております。この定義上、教育施策も含めた幅広い施策がこども施策に含まれるということになります。そして、本法案の3条におきましては、こうしたこども施策の基本理念として、先ほど委員も指摘のありました児童の権利に関する条約、これに相当する内容が定められております。

したがいまして、児童の権利に関する条約の四原則につきましても、この本法案のこども施策に関する基本理念、こうしたものを通じて、当然に教育行政につきましても一体的に講ずべき施策全般に及ぶということになると考えております。

(参考) 令和4年5月13日 衆・内閣委 提案者答弁

こども施策の定義上、教育政策はこども施策に含まれることから、児童の権利に関する条約の四原則について定めた本法案のこども施策に関する基本理念もまた、当然、学校教育にも及ぶこととなります。

もとより、児童の権利に関する条約を発効した段階で、これは平成6年なんですけれども、文科省が通知を発出しておりまして、(中略)学校教育の内容自体は、憲法や教育基本法を頂点とする、いわゆる教育法体系の中で定められるものでありますけれども、その教育法体系の中でも、先ほど申し上げた通知の中のように、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところであります。

(参考) 令和4年4月22日 衆・内閣委 提案者答弁

こどもに対する教育は、現行法上、憲法及び教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われており、これはこども基本法案が成立しても変わるものではないと考えております。

こどもの健やかな成長を支えるということも基本法案が成立すれば、こどもに対する教育においてもこどもの成長を中心に考えるという理念が明確となります。そして、これは教育基本法一条に定める、教育の目的に掲げる、心身ともに健康な国民の育成という目的と通ずる理念であると考えております。

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- ◆ 1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別的禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。
- ◆ 上記に加え、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて、それぞれ、定められています。

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

- ◆ 1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下での平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されています。
- ◆ 2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命、生存及び発達に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めたものです。

○ 児童の権利に関する条約

第2条 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第6条 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

◆ 3号は、児童の権利に関する条約第12条の児童の意見の尊重の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定したものです。

✓ 「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解されます。

✓ 「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されています。

○ 児童の権利に関する条約

第12条 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

基本理念（第3条）

◆ 4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものです。

- ✓ 国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としています。この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれています。
- ✓ 「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮することです。こどもの意見がその年齢及び発達に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。

○ 児童の権利に関する条約

第3条 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

(参考) 令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

こども基本法第3条3号は、児童の権利に関する条約第12条第1項におきまして、「その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。」と、こうありますのを受けて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、この確保について定めたものでございます。

これに対しまして、法案の第3条第4号であります。自己に直接関係する事項以外の事項でありましても、こどもの意見はその年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるということを決めたものでございます。

(参考) 令和4年5月24日 参・内閣委 提案者答弁

正しい表現になるかどうかは分かりませんが、もちろんこどもの意見表明、非常に大事だという前提で、しかし、そのこどもの、ある意味なんでもかんでもこどもの意見、わがままで全部聞いてそれを受け止めろということではなくて、つまり、4号は、そのこどもの年齢、発達の状況それぞれに応じて意見を尊重するという、そういう基本理念を求めているのがこの4号になると、¹¹ そうご理解をいただければと思います。

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

◆ 5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものです。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものです。

◆ 6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものです。

○ 児童の権利に関する条約

第18条 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

第20条 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

責務等（第4条～第7条）

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体を実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

- ◆ 国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課しています。
- ◆ 事業主に対し、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課しています。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課しています。

（参考）令和4年5月13日 参・内閣委 提案者答弁

長時間労働などが仕事と子育ての両立の難しさにつながっているという現状に鑑みますと、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国、地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいと言えます。

また、少子化社会対策基本法におきましても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設けて、事業主は、こどもを産み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努め 13
るものとする定められておきまして、本法案においても、同様の問題意識から規定を設けたものであります。

年次報告（第8条）

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

- ◆ こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定しています（いわゆる法定白書）。
- ◆ こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなります。
- ◆ こどもに関する法定白書が一本化されることにより、国民にとってわかりやすいものとなるとともに、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

こども大綱（第9条）

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7 （略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。

◆ こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

都道府県子ども計画、市町村子ども計画（第10条）

（都道府県子ども計画等）

- 第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- ◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条）

- ◆ 都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。
 - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できます。

- ◆ こども家庭庁においては、今後、様々な情報提供・支援を通じて、地方公共団体におけるこども計画の策定を後押ししていきます。

こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。
- ◆ ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解されます。
- ◆ ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。

（参考）令和4年5月24日 参・内閣委 提案者答弁

こどもの視点に立った政策が具体的に展開されていくためにもこどもの意見をしっかりと反映することが必要であり、そのためには必要な措置を国や地方公共団体がそれぞれの立場で講じなければならないというふうにしたところであります。

こども等の意見の反映（第11条）

- ◆ 児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められています。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されています。
- ◆ 一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めています。
- ◆ こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。
 - ✓ こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
 - ✓ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
 - ✓ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

(参考)令和4年6月10日参・内閣委 提案者答弁

この意見の尊重を基本理念として掲げているだけではなく、この基本施策として、11条におきまして、国、地方公共団体のこども施策の立案、実施、評価におけるこどもの意見の反映のために必要な措置を講ずると、こういう規定もあるわけでございます。こうした措置により、こどもの意見を聞くだけで終わらないようにという趣旨でございます。

こども等の意見の反映（第11条）

- ◆ こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要です。
- ◆ 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられます。
 - ✓ 当該施策が、①こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、②主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関係する施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に申し上げるのは難しいですが、①「こどもに関する施策」は、②「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられます。
- ◆ こども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなります。
 - ✓ こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。

こども等の意見の反映（第11条）

- ◆ こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポーターのような役割も重要です。
- ◆ 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれます。
- ◆ こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していくことにしています。
 - ✓ 10代から20代のこどもや若者を対象としたWebアンケートや対面等での意見交換、こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくりを行っていきます。これらの仕組みは、国の関係機関も活用できるようにしていく予定です。
 - ✓ 関係省庁の審議会等の委員等へのこどもや若者の参画を促進していきます。いわゆる骨太の方針2021では、「政策決定過程において、とりわけ若年世代や世代間合意が不可欠な分野の施策について、若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。」とされています。
 - ✓ 地方公共団体に対しては、好事例の横展開をはじめ、情報提供・支援を行っていきます。
 - ✓ こども家庭庁の創設を待たず、令和4年度に、内閣官房において、国内先進事例・諸外国取組事例の収集・分析、有識者ヒアリング等の調査研究を行っていきます。資料や議事要旨は、内閣官房HP
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html) を御覧ください。

総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条）

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定されたものです。
- ◆ こども家庭庁の下で、関係省庁の連携体制を確保してまいります。

（参考）令和4年4月27日 衆・内閣委 提案者答弁

これは第十二条でありますけれども、こども施策において長年の課題とされてきた3つの壁、いわゆる年齢の壁、あるいはこどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これを打破し、統合的、一体的に支援を提供していくということ。さらには、こども施策の実施や大綱の作成に当たって、こども等の意見を反映させるために必要な措置を取ることが、国に対する義務づけともさせていただいている。こうした目的、基本理念などの下で、本法案により、冒頭申し上げましたように、これまで以上にこども政策が総合的に、また連携が取られて推進されることを期待しているところであります。

関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条、第14条）

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

◆ こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要です。

◆ 第13条において、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が規定されています。また、第14条において、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について定められています。

関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条、第14条）

- ◆ 地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされています。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されています。
- ◆ 本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解されます。
 - ✓ 地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
 - ✓ 子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
 - ✓ 子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
 - ✓ 児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

（参考）令和4年4月27日 衆・内閣委 提案者答弁

各地域におけるこども施策の適正かつ円滑な実施に当たっては、医療、教育等に関する業務を行う関係機関のみならず、子育て支援団体を始め、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体の活動が重要であります。

そこで、これらの関係機関や民間団体が相互に連携できるよう、第13条第2項で、都道府県及び市町村がこれらの有機的な連携の確保に努めなければならないとしました。この有機的な連携の具体的な取組としては、関係機関と民間団体、官民の適切な役割分担の下、情報の連携による支援ニーズの迅速な把握や支援の実施などが想定をされます。

これにより、各地域における子ども施策に関わる支援が効率的に、また切れ目なく行われることが期待をされます。

この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

- ◆ こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定されました。
- ◆ 今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していきます。

(参考) 令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

本基本法15条においては、「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と定めておきまして、その趣旨は、このこども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもを始め広く国民に周知させることにあるわけでありまして。

広報活動等の具体的な方法あるいは対応などはこれから様々な運用に委ねられるというふうには思いますが、こどもに対する周知の場として学校が含まれ得ることについては、私ども提案者としてもそれ想定をしているところであります。また、この点については、先ほど委員おっしゃったように、生徒指導提要改訂が議論されているところですが、これは衆議院の審議においても議論されて、政府からも答弁があったところですが、教職員が児童の権利に関する条約の理解を深めるために、その改訂試案に同条約の四つの原則が盛り込まれたこと、これは評価をしていただいているということではありますが、また、校則の制定、見直しに児童生徒の意見を尊重する取組について、これを肯定的に捉えているといったことが示されたというふうに衆議院では議論をされたことと承知しております。

私ども提案者としても、このような取組などを含めて、政府においても、こどもにも、また、教職員などの大人にも、本法案とこの児童の権利条約の趣旨及び内容について理解を深めていただくための取組が進められることを期待をして、この法案を提出しております。

こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

◆ 政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものです。閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められています。

(参考) 令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

16条で実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずる努力義務というものを書いておりますが、その前提として、政府はこども大綱が定めるところによりという文言を入れさせていただいております。

その上で、このこども大綱に関する第9条第4項の規定で、こども大綱に定めるこども施策について、原則として具体的な目標及びその達成の期間を定めるということで、こども施策、御承知のように単年度でできるものではありません。一定期間の中でしっかり対応していく。しかも、この大綱は閣議決定という大変重たいものでありますし、当然、それをするに当たっては、財源的な見通しを持ちながら当然進めていくものになっていくというふうに考えております（後略）。

(参考) 令和4年5月13日 参・内閣委 提案者答弁

こども施策を強力に進めるために、安定財源を確保しつつ予算を充実させることについては、与野党で一致しているものと認識しております。

与党案提出者といたしましては、こども大綱において、実施すべきこども施策を定め、それに必要な予算を確保していく、こういった流れを想定し、財政上の措置の規定について、踏み込んで工夫をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、法案9条4項で、こども大綱を定めるに当たっては、こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとするのとするとともに、16条で、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとしております。

その安定財源については、国民各層の御理解をいただきながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていくべきものであると考えております。

こども施策の充実に向けて、また先生のお力もいただいて、党派を超えて取り組んでいきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いたします。

こども政策推進会議（第17条～第20条）

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第十九条・第二十条（略）

◆ こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれました（従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合）。こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たします。

◆ 会議は、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されています。

経過措置（附則第2条）

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について、行政府及び立法府において検討することを定めたものです。
- ◆ 政府では、こども家庭庁において、こども家庭審議会などでこどもや子育て当事者、有識者などの意見を聴くことによって、公平性や透明性を確保しつつ、こども施策の充実を図っていきます。また、法案の提案者からは、立法府においても、行政府の施策の実施状況をみながら、基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について議論していくとの答弁があったところです。

（参考）令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

先ほど申し上げたこの法案提出に至るプロセスの中で、そのコミッショナーということ、議論もございました。それについて、一体それがどういうものを日本の中で指していくことになるのか、あるいは既存の組織の中でどうあるのか様々な議論があり、必ずしも現時点ではこのコミッショナーに関して熟しているわけではない、こういったこと。そしてさらに、今回こども家庭庁が政府から提出をされ、このこども家庭庁が具体的に仕事を始めていく、また、その下でこども家庭審議会というものも新たにつくられていく、そういったことをしっかり見極めていくと、こういうこととございます。実際、検討規定の中においても、ポイントは、この法律の施行の状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども政策が基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討するというので、具体的にこれ、今おっしゃるこどもコミッショナーとか、あるいはほかのことも踏まえて、具体的な選択肢あるいは具体的なやり方、そういったものを前提としているものではなく、まさに文字どおり、この基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策、これをしっかり、しかもこれは国でありますから、政府だけではなくて国会においても議論を₂₈していくと、こういうこととございます。